

# 継続検討とされた事項 に関する取組方針

---

# 1. デジタルを活用した技能者からの 賃金情報提供制度について

---

## 「労務費に関する基準」(令和7年12月2日中央建設業審議会決定)

### 第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(抄)

#### (3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

(抄)

##### ③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供

- ・建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付けるため、各地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」に加えて、デジタル技術を活用した技能者からの賃金に係る情報提供制度を導入することにより、技能者から適正な賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。
- ・通報も端緒情報として活用し、雇用主となる建設業者の取引状況について詳細な調査を行うとともに、法令違反が疑われる場合等には、建設業者への指示等や発注者への勧告等を実施することが適切である。

### これまでの労務費WGにおけるご意見

- ✓ ただ情報を集めるだけではなく、技能者からの申し出の後、問題解決に至るための仕組みが必要
- ✓ 技能者の負担が大きくなると、システムがなかなか使われないのではないか
- ✓ 通報者個人を守るセーフティネットの仕組みも視野に入れてほしい
- ✓ アナログでよいので法施行後速やかに通報窓口をつくるべき

## ② デジタルを活用した技能者からの情報提供制度の構

中央建設業審議会総会資料  
(令和7年6月30日開催)

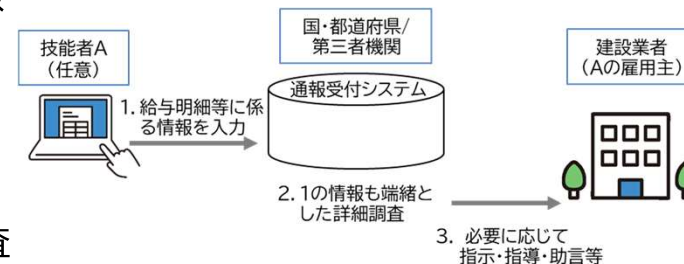
- 標準労務費をもとに適正水準で支払われた労務費が、賃金原資として適正に活用されていることを効果的かつ合理的に確認するにあたっては、実際に賃金を受け取る技能者からの情報が有力な確認ツールの一つとなる。
- 現行、最低賃金未満の支払や賃金不払残業といった明確な法令違反については、厚生労働省にて労働者からの相談・情報提供を受け付け必要な調査等を実施しているものの、違法事案でない限り、処遇に対する不満等に対応する公的な窓口は見当たらない。
- 建設業については、今般の改正法において労働者の処遇確保を事業者の努力義務として位置づける、他の業法にはほぼ見当たらない規定を盛り込み、処遇改善に向けて官民挙げて取り組んでいるところ。その取組の実効性を高めるとともに、建設業の取引適正化を一層進めるためには、(法令違反に限らず)能力等に見合った適正な水準に達していないなどの処遇に係る相談や情報提供を受け付ける体制を整備することで、より現場に則した実態を把握し、それらの情報も端緒情報として活用しつつ、必要に応じて雇用主となる建設業者の取引適正化に向けた指導等を行うことが有効と考えられる。

### 概要

#### 1. 希望する技能者が、給与明細等に記載された情報についてシステム入力により通報

##### 【入力項目】

- A) 給与明細(所得税法第231条に基づき交付される支払明細書)に記載された給与等(同法第28条;俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与)
- B) 労働日数・労働時間(自己申告)
- C) 勤務経験(CCUS又は自己申告)



#### 2. 通報も端緒情報として活用し、雇用主となる建設業者の取引状況について詳細調査

#### 3. 法令違反が疑われる場合等に、建設業者への指示等や発注者への勧告等を実施

### 方針

#### <令和8年度中>

- 国が中心となり、システムの設計・構築を実施。
- 関係省庁との連携のあり方について結論を得る。

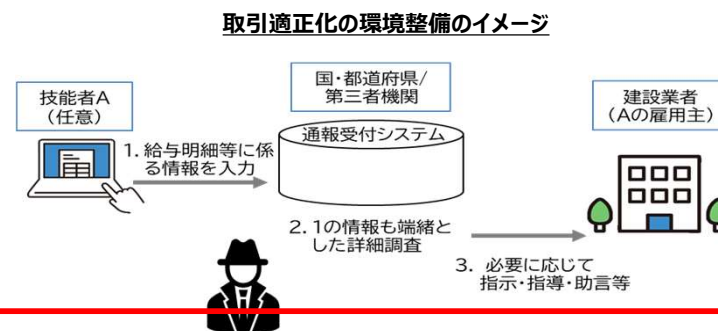
#### <令和9年度中>

- 持続可能な取組とするための、国等と第三者機関との役割分担について結論を得る。
- システムの試行運用を開始。
- (第三者機関による管理を行う場合)システムを移管。

○持続的な建設業の発展に向けて、第三次・担い手3法に基づく労務費の行き渡りの実効性確保や入職拡大に向けた魅力発信、ICT機器の導入を通じた生産性向上を推進する。

## 適正な賃金の支払いの推進

- ▶ 「労務費の基準」に基づき「賃金の原資」として確保された労務費が、技能者へ賃金として支払われることが重要。このため、技能者自身が給与明細等を用いて、行政に自発的に情報提供できるような環境を整備し、取引適正化を促すための調査・検討を実施



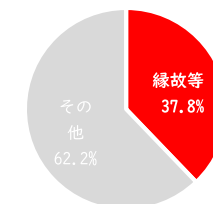
## 多様な人材の入職拡大に向けた魅力発信

- ▶ 建設業への更なる入職促進に向け、工業高校生等の就職有望層に対するPR手法の整理及び就業障壁の解消に向けた調査・検討を実施

### 担い手確保を阻害すると考えられる要因

- (対技能労働者・上位5位)
- ① **体力が必要(きつい)** : 58.4%
  - ② **危険業務が伴う** : 41.4%
  - ③ **技術が必要** : 35.6%
  - ④ **賃金が低い** : 32.3%
  - ⑤ **汚れる** : 32.1%

### 建設業界への入職経路



※全産業では25%

出典: 厚生労働省「建設業における雇用管理現状把握実態調査(令和6年度調査)」、厚生労働省「雇用動向調査(令和5年度)」※本調査においては企業規模は問わない

## ICT機器を活用した生産性向上

- ▶ 災害時に応急復旧に従事する建設業者に対し、ICT機器を活用した防災訓練を実施する際の機器導入経費の一部を支援

### 対象とするICT機器(例)



- 「労務費に関する基準」において、支払段階(出口)における実効性確保策の一つとして位置づけられた「デジタルを活用した技能者からの賃金情報提供制度」の構築に向けて、令和7年度補正予算を活用し、調査検討業務を実施。

## (1) 基本的な考え方

- ◆ 「労務費に関する基準」において、「CCUS レベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること」とされている。
- ◆ したがって、技能者から情報提供された技能者の賃金がCCUSレベル別年収の標準値を下回っているかどうかをシステムが簡易に判定し、提供された関連情報も含めてシステムから建設Gメンに提供することで、労務費のダンピングの恐れについて確認等を行うかどうかの検討・判断にあたっての端緒情報として活用することを基本とする。

- 「労務費に関する基準」(令和7年12月2日中央建設業審議会決定) (抄)

### 第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(略)

#### (3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

##### ① 基本的な考え方

(略)

- 建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての 公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられる CCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。
- CCUS レベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。
- 行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムを活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。

## (2) 主な調査検討項目

- ①全体フローの検討(技能者による情報提供～事業者に対する指導監督)
  - (1)技能者からの情報提供
  - (2)提供を受けた情報の精査及び端緒情報としての活用
  - (3)建設Gメンや許可行政庁による監督指導の実施
- ②システムの全体設計・構築に係る検討
  - (1)技能者にとって直観的で利用しやすい仕組み
  - (2)端緒情報として活用しやすい情報整理の仕組み
  - (3)CCUSとの連携(本システムでのCCUSレベル別年収の照合 など)
  - (4)セキュリティの確保
  - (5)運用状況についての情報発信
- ③開発・運用コストや本格運用に向けたスケジュールの検討
  - (1)開発コスト・運用コストの試算
  - (2)開発から本格運用までのスケジュールの整理・策定
- ④システム試行版の作成、試行運用の実施
  - (1)試行運用の実施
  - (2)本格運用へのフィードバック

⇒ 地方整備局や関係機関(労働基準監督署など)へのヒアリングを実施し、使いやすく、かつ、セキュリティの確保されたシステム及びフローとなるよう詳細を検討していく

⇒ 労務費の確保と適切な賃金支払の徹底は急務であり、できる限り早期に試行運用を開始するとともに、改善点を洗い出し、本格運用に向けた検討にフィードバックさせていく

## ①全体フローの検討 (技能者による情報提供 ～事業者に対する指導監督)



### (1)技能者からの情報提供

#### <考え方>

- 情報提供にあたっては、CCUSレベル別年収との照らし合わせに必要な情報、すなわち賃金に関する情報と「CCUSレベル」「技能者の勤務地」を入力させることを基本とする。
- 情報提供の際、入力負担軽減が重要であることや、あくまで端緒情報であることから、過度に真正性は求めないものとする。
- 情報提供を行った者の保護が重要であることから、秘匿を希望するか確認を行う(秘匿を希望する場合は調査方法を工夫)。

#### 【検討事項】

- ・ 賃金に関する情報については、CCUSレベル別年収との比較上、「年収」の数字で良いか
- ・ 月給制ではなく日給制の技能者も想定されることから、「日給」と「勤務日数」といった数字も入力可能とすべきか
- ・ 情報提供内容の真正性を補強する観点から、給与明細など提供内容の根拠となる情報も任意で入力させるべきか
- ・ CCUSレベル2～4を有している場合は、当該レベルの入力でよいか  
CCUSを登録していない又は、CCUSレベル1の場合は、レベル別年収との比較に必要な「職種」「経験年数」の入力で良いか
- ・ レベル別年収との比較のために、「勤務地」を入力させることで良いか
- ・ 指導助言につなげる観点から、「雇用事業主」についても入力させることで良いか
- ・ その他必要な情報は無い

### (2)提供を受けた情報の精査及び端緒情報としての活用

#### <考え方>

- 提供情報と、当該技能者の職種や勤務地に対応したレベル別年収の標準値と照らし合わせ、これを下回っているのかを確認する。
- 労務費ダンピングに対して指導助言を行う建設Gメンが端緒情報として活用しやすいように、システムから情報提供を行う。
- 建設Gメンは、システムから提供された情報を労務費ダンピングの疑いを確認するための端緒情報として活用する。

### (3)建設Gメンや許可行政庁による監督指導の実施

#### <考え方>

- 建設Gメンは、システムから提供された情報を端緒情報として活用しつつ、別途必要な調査も実施した上で、必要と判断した場合には、事業者に対し指導助言等を実施する。
- 監督処分を要するケースについては、建設Gメンから許可行政庁に対して情報提供し、許可行政庁において監督処分を実施。

### ②システムの全体設計・構築に係る検討

#### (1) 技能者にとって直観的で利用しやすい仕組み

- 例えば、数字を手入力させるのではなく、プルダウン方式とするなど、利用しやすい設計とする。
- 多言語対応やスマホでの利用を可能とする。

#### (2) 端緒情報として活用しやすい情報整理の仕組み

- 建設Gメンが端緒情報として活用しやすいよう、判断に必要な情報を自動抽出する。

#### (3) CCUSとの連携（本システムでのCCUSレベル別年収の照合 など）

- 最新のCCUSレベル別年収が設定できるようなシステムとする。
- CCUSに登録された情報（技能者情報など）の活用可能性についても検討する。

#### (4) セキュリティの確保

- 一般的に求められるセキュリティ水準をクリアした措置を講じる。

#### (5) 運用状況についての情報発信

- 情報提供システムが適切に稼働し、監視の仕組みとして機能していることについて情報発信していくことが重要。
- そのため、利用者が特定されない形で、情報提供件数、提供を受けた内容、CCUSレベル別年収との照らし合わせ結果などについて、情報整理が可能なシステムとする。

### ③開発・運用コストや本格運用に向けたスケジュールの検討

#### (1) 開発コストや運用コストの試算

#### (2) 開発から本格運用までのスケジュールの整理・策定

- システムの開発や運用に要する費用やスケジュールについて、具体的な検討を行う。

### ④システム試行版の作成、試行運用の実施

#### (1) 試行運用の実施

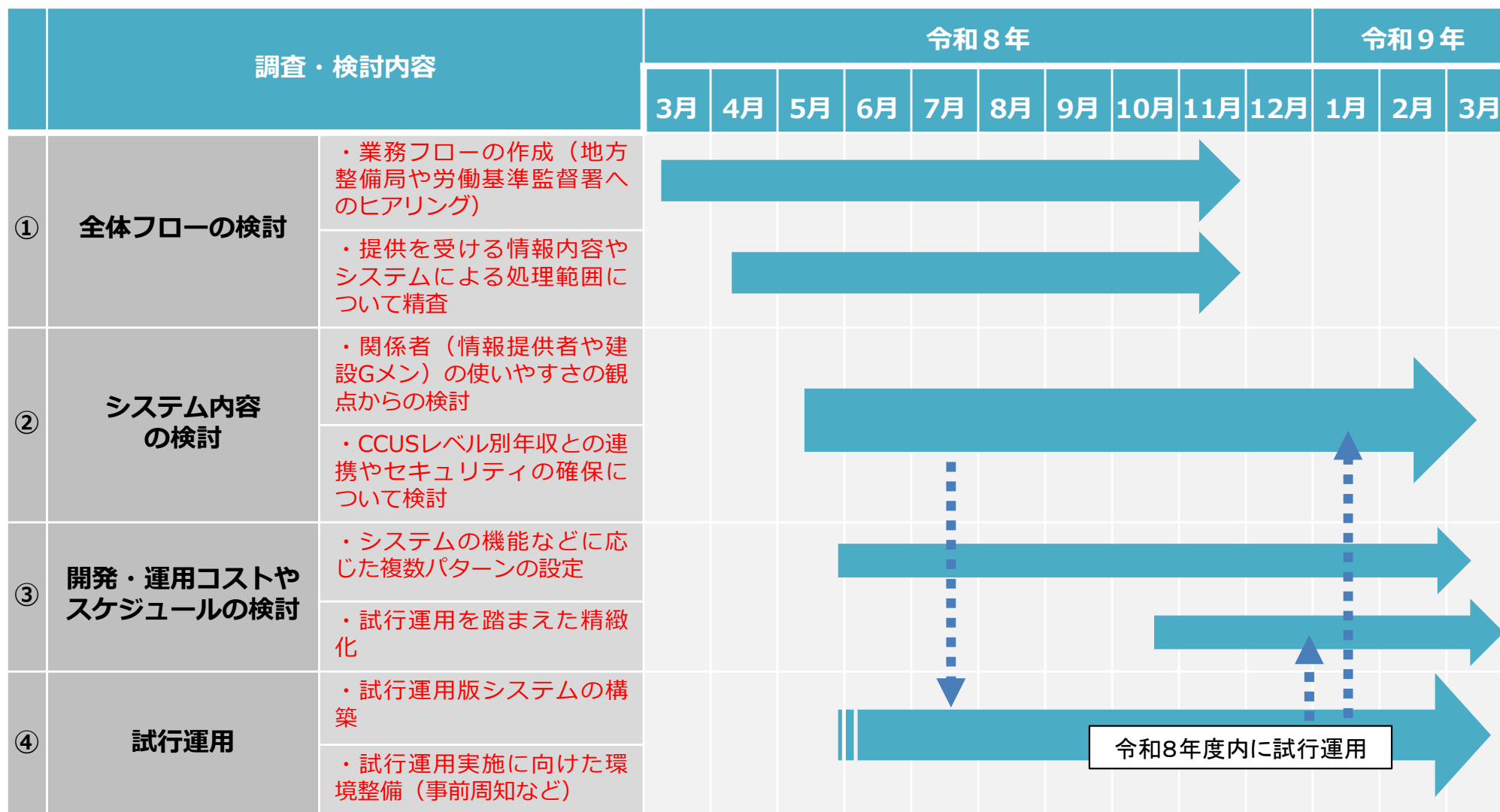
- より良いシステム構築に向けた改善を図っていくため、また、労務費の確保と適切な賃金の支払いを徹底することは急務であるため、令和9年度としていた試行運用を前倒しし、令和8年度において仮システムを構築し、試行運用を実施する。
- その際、利用者の対象範囲の適切な設定や事前の周知などにより、徒な混乱が生じないように留意の上実施する。

#### (2) 本格運用へのフィードバック

- 試行運用における情報提供状況のほか、利用者や建設Gメンなどへのアンケートを通じて、改善点を洗い出し、本格運用に向けた検討に反映。

# 事業実施スケジュール(予定)について(R8.2時点)

- 地方整備局や関係機関(労働基準監督署など)へのヒアリングを実施し、使いやすく、かつ、セキュリティの確保されたシステム及びフローとなるよう詳細を検討
- 令和8年度中に試行運用を開始するとともに、改善点を洗い出し、本格運用に向けた検討にフィードバックさせていく
- 以下のスケジュールに則り、令和9年度中のシステム本格運用に向け、調査検討を実施



※関係者間の役割分担については並行して検討

# 【参考】駆け込みホットライン概要（H19年4月開設）

## ○違反情報収集体制の強化を目的として設置

- ・各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設
- ・通報された情報に対し必要に応じて立入検査・報告徴取等を実施
- ・通報者に不利益が生じないように情報を取り扱う
- ・法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

【通報件数】 R4年度:1,189件 R5年度:1,516件 R6年度 1,979件

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

あなたの周りに  
**建設業法違反**はありませんか？



365日、24時間、いつでも、どこからでも  
情報収集フォームから違反情報の提供が可能です！

提供者に不利益が生じないように情報を取り扱います

▲ 建設業法以外の内容に関する通報が増えております

「建設業相談窓口ナビ」にて建設業法違反のおそれがある取引行為をご確認ください。



まずはチェック！  
建設業相談窓口ナビ  
<https://tsk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-naivi>



駆け込みホットライン  
情報収集フォーム  
<https://www.mlit.go.jp/form/index.php?fskakekomichi.html>

情報収集フォームからの提供が難しい場合は、引き続き管内の地方整備局等に電話（0570-018-240）による通報を受け付けております。  
ナビダイヤルの通話料はお客様のご負担となります。  
受付時間は、10:00～12:00、13:30～17:00（土日・祝祭日・開庁日を除く）

詳細は裏面をご覧ください

「駆け込みホットライン」で受け付ける建設業法違反事例  
＜建設業法違反のおそれがある取引行為の情報を受け付けます＞



無許可業者と500万円以上の下請契約を締結している。

営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。

書面契約を交わしてこない。

60日を超える「割引困難手形」で下請代金が支払われた。

著しく短い工期や原価割れの契約を締結させられた。

見積書に記載した労務費などを一方的に減額された。

一方的に請負代金や工期を決定され、協議に応じてもらえない。

あらかじめこちらをご確認のうえ通報ください

- ✓ 建設業法違反疑義者情報（必須）  
本店所在地、商号又は名称、代表者名、許可区分、許可番号
- ✓ 建設業法違反疑義内容（必須）  
契約書面不作成、見積りのやりとりにおける労務費の減額、時間外労働規制に反するような短い工期設定等
- ✓ 具体的な建設業法違反疑義内容について（必須）  
いつ、どこで、だれが、何をしたか、経緯等
- ✓ 工事情報（任意）  
工事名、施工場所、工事代金（税抜）、工期
- ✓ 関係資料（任意）  
契約書、見積書、交渉記録、監理技術者証等の資料等

▶ 建設業法違反のおそれがある取引上の行為かどうか「建設業相談窓口ナビ」で確認

建設業相談窓口ナビ 国土交通省 検索

建設業法以外の内容に関する通報が増えております。まずは「建設業相談窓口ナビ」にてご確認ください。

▶ 元請・下請間の取引に関する契約トラブルの相談窓口

建設業取引適正化センター 検索

東京 TEL: 03-3239-5095 E-mail: tokyo@tekitori.or.jp  
大阪 TEL: 06-6767-3939 E-mail: osaka@tekitori.or.jp

※R7.12より、時間・場所を問わずスマートフォン等から、建設業法違反の疑いがある取引行為についての情報提供が可能となる「駆け込みホットライン情報収集フォーム」を開設

# 【参考】厚生労働省「労働基準関係情報メール窓口」送信フォーム

◎労働基準法などの違反が疑われる事業場の情報を提供するツール。

◎労働基準監督署・都道府県労働局において、立ち入り調査対象の選定に活用する際の参考情報として活用される。

## 「労働基準関係情報メール窓口」送信フォーム

### 内容記入に当たっての留意点

1. 文字化けを防ぐために、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。
2. 最大文字数は2000文字です。
3. **必須**を付した欄については、必ずご入力の上、内容確認ボタンをクリックしてください。
4. セキュリティの問題等からファイルの添付はできません。

注1 お寄せいただいた情報は、関係する労働基準監督署・都道府県労働局において、立入調査対象の選定に活用するなど、業務の参考とさせていただきます。なお、受け付けた情報に関する相会や相談に応じることはできませんので、あらかじめ御承知おください。

注2 労働基準法などについてのお問い合わせや、具体的な事案について労働基準監督署の対応をお求めの場合は、最寄りの労働基準監督署（労働基準監督署をお探しの方はこちらへどうぞ。）または平日夜間・土日に無料で御相談いただける「労働条件相談ほっとライン」（0120-811-610）に御連絡ください。

勤務している事業場の名称 <b>必須</b> (例:〇〇株式会社本社、△△株式会社〇〇支店)	<input type="text"/>
勤務している事業場の住所 <b>必須</b> (番地、ビル名称等まで詳細に記載してください。) (本社以外の支店・工場等に出勤の場合は、当該支店・工場等の住所を記載してください。)	都道府県: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
勤務している事業場の電話番号(半角入力)	<input type="text"/>
勤務している事業場の業種・労働者数	業種: <input type="text"/> 労働者数: <input type="text"/>
会社とあなたとの関係 <b>必須</b>	<input type="radio"/> 現在働いている <input type="radio"/> 以前働いていた <input type="radio"/> 現在家族・知人が働いている <input type="radio"/> 以前家族・知人が働いていた <input type="radio"/> その他
会社で働いている(た)方の雇用形態 <b>必須</b> (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 管理職以外の正社員 <input type="checkbox"/> 管理職 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 期間契約社員 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> その他
あなたの氏名・電話番号 (情報提供いただいた内容の詳細を確認させていただくため、労働基準監督署から後日御連絡することがあります。なお、個人情報、労働基準監督署から御連絡するためのだけに使用し、事業場を含め第三者に開示することはありません。)	氏名: <input type="text"/> 電話番号(半角入力): <input type="text"/>
情報提供事項 <b>必須</b> (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 長時間労働・過重労働 <input type="checkbox"/> 変形労働時間等の労働時間制度 <input type="checkbox"/> 賃金不払残業(サービスマン) <input type="checkbox"/> その他の賃金不払 <input style="border: 2px solid red;"/> <input type="checkbox"/> 最低賃金 <input type="checkbox"/> 休日 <input type="checkbox"/> 休憩 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 労働条件の明示 <input type="checkbox"/> 就業規則 <input type="checkbox"/> 解雇 <input type="checkbox"/> 健康診断 <input type="checkbox"/> その他
情報提供があったことを事業場に通知することの可否(いずれの場合も、情報提供いただいた方の個人情報は、事業場を含め第三者に開示することはありません。)	<input type="radio"/> 匿名だが、情報提供内容(メールの内容)を明らかにしてよい <input type="radio"/> 匿名だが、情報提供があったこと(メールがあったこと)のみ明らかにしてよい <input type="radio"/> 匿名の上、メールがあったことも明かさなくてもよい
情報提供内容 <b>必須</b>	※最大2000文字以内でお願いたします。 ※「情報提供事項」欄でチェックした事項の具体的な内容を記載してください。 ※「情報提供事項」欄で「長時間労働・過重労働」または「賃金不払残業」にチェックを入れた場合は、表示されている項目に従って、記載欄下段にわかる範囲で記載してください。 ※「情報提供のボイ止」も参考にしてください。

# 【参考】CCUSレベル別年収の概要(令和7年12月改定)

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた**賃金の実態**を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、**若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業**を目指す。
- ◎**目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。**

## ブロック別 ( 全 分 野 ) (年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1(単位:万円) (標準値~目標値)	レベル2(単位:万円) (標準値~目標値)	レベル3(単位:万円) (標準値~目標値)	レベル4(単位:万円) (標準値~目標値)
全 国	385 ~ 523以上	420 ~ 587以上	444 ~ 645以上	550 ~ 719以上
北 海 道	356 ~ 483以上	388 ~ 543以上	411 ~ 597以上	508 ~ 665以上
東 北	412 ~ 559以上	449 ~ 628以上	475 ~ 690以上	588 ~ 769以上
関 東	412 ~ 559以上	449 ~ 628以上	476 ~ 691以上	588 ~ 769以上
北 陸	391 ~ 532以上	427 ~ 597以上	452 ~ 657以上	559 ~ 732以上
中 部	408 ~ 555以上	446 ~ 623以上	472 ~ 685以上	584 ~ 763以上
近 畿	378 ~ 513以上	413 ~ 577以上	437 ~ 634以上	540 ~ 706以上
中 国	329 ~ 447以上	359 ~ 502以上	380 ~ 552以上	470 ~ 615以上
四 国	351 ~ 477以上	383 ~ 535以上	405 ~ 589以上	501 ~ 656以上
九州・沖縄	365 ~ 496以上	399 ~ 557以上	422 ~ 613以上	522 ~ 683以上
参考①特殊作業員	404 ~ 544以上	443 ~ 612以上	449 ~ 662以上	569 ~ 744以上
参考②普通作業員	342 ~ 462以上	375 ~ 519以上	381 ~ 562以上	483 ~ 631以上

<試算条件> ・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査(令和6年10月調査)の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成  
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録  
 基幹技能者)  
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。

## 2. 悪質な事業者や事例の「見える化」について

---

# 本日の内容

1. これまでの議論等について
2. 現行の建設業法における事業者や事例の公表の仕組み
  - (1) 監督処分 of 公表
  - (2) 発注者に対する勧告制度
  - (3) 労務費に関する取引事例集の公表【新規】
3. 他制度における公表の仕組み
  - (1) 勧告等の相手方を公表する仕組み
  - (2) 調査結果の中で企業名を公表する仕組み
4. 公表の仕組みに係る論点と対応の方向性
  - (1) 制裁目的で企業名を公表する場合の論点(法的な根拠や事前手続の必要性)
  - (2) 調査結果において企業名を公表する場合の論点(公表の目的や公平性の確保など)
  - (3) 対応の方向性

## ■ 労務費に関する基準（令和7年12月2日中央建設業審議会決定）（抄）

### 第3章 本基準の実効性を確保するための施策

（略）

（3）支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

（略）

④ 労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化

・ 国土交通省において、労務費や賃金の支払いに関し悪質な態様が認められる事業者を見える化することにより、優良な事業者が市場で選択される環境を整備することが適切である。

## ■ これまでの労務費WGにおけるご意見

- 悪質な事例を積極的に公表するとすれば、抑止効果も期待できると考えられる。
- 悪質な態様が認められた事業者を公表する場合、制裁的な性質のものと理解されるため、法律上の根拠や手続について整理が必要。
- 重層下請の中において立場の弱い下請業者へ配慮した整理をしていただき、下請側が不利益を被ることがない制度設計等をお願いしたい。

### ③ 事業者の見える化(国による事業者の公表制度)

- 「技能者を大切にせる企業」の自主宣言制度(資料Ⅲ-1 p24)を進める一方、労務費や賃金の支払において悪質な態様が認められる事業者も見える化することで、優良な事業者が市場で選択される環境を整備することが必要。

#### 方針

##### <令和7年度中>

- 悪質事業者の具体的な社名等の公表に係る法律上の根拠規定や公表基準について、国において考え方を整理。

##### <令和8年度以降>

- 労務費や賃金の支払において、国の調査により悪質な態様が認められた事業者について、国交省HP等で公表開始。

#### (公表イメージ)



#### 建設工事 (公共事業を含む)



#### (参考:価格交渉促進月間とフォローアップ調査の実施・結果公表(中企庁))

- 毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。この「月間」において、価格交渉・価格転嫁を促進するため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施
- 各「月間」終了後には、多数の中小企業に対して、主な取引先との価格交渉・価格転嫁の状況についてのフォローアップ調査を実施し、価格転嫁率や業界ごとの結果、順位付け等の結果をとりまとめ、公表

## 2.(1)建設業法における監督処分公表について

- 建設業法では、監督処分を行ったときはその旨を公告しなければならないとされている【法第29条の5】。
- 具体的には、監督処分を行った際に許可行政庁のHP等において会社名や処分事由を公表するとともに、「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」において過去の処分歴などを公開。
- また、監督処分に際しては、建設業法に基づき報告徴収命令を行った上で【法第31条】、行政手続法の規定に基づき相手方に対して弁明の機会を付与するといった事前手続きを確保。
- 監督処分に至らない指導・助言・勧告【法第41条】については原則非公開。

### ○監督処分の公表例

令和8年1月9日

近畿地方整備局 建設部 建設産業第一課

国土交通省  
近畿地方整備局  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kinki Regional Development Bureau

Press release

令和8年1月9日 15時30分  
近畿地方整備局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は下記の建設業者に対して、建設業法の規定に基づく監督処分を行いました。

1. 処分対象業者  
商号：株式会社 [REDACTED]

2. 処分内容  
別紙の通り

3. 処分理由  
別紙の通り

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>  
国土交通省 近畿地方整備局 近畿 近畿 近畿  
建設部 建設産業第一課 課長 小山 祐 (内線6141)  
課長補佐 高津 卓也 (内線6144)  
電話 06-6942-1141(代)

### 建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

#### 1. 処分対象業者

商号：株式会社 [REDACTED]  
許可番号等：国土交通大臣 [REDACTED]  
代表者氏名： [REDACTED]  
本店所在地： [REDACTED]

#### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

- 1 期間  
令和8年1月24日から令和8年2月14日までの22日間
- 2 停止を命ずる営業の範囲  
[REDACTED]の区域内における建築一式工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

#### 3. 処分理由

上記建設業者は、建設業法第26条第2項の規定に違反して、雇用関係（直接的かつ恒常的）のない人物を監理技術者として設置して当該工事を請け負った。  
このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するものと認められる。

# 2.(1)国土交通省ネガティブ情報等検索サイト①

## 国土交通省 ネガティブ情報等検索サイト

### 建物の設計・判定・評価

<b>二級建築士</b> 家の設計をします	<b>指定確認検査機関</b> 建築確認、検査業務を行う第三者機関です	<b>建築基準適合判定資格者</b> 建築確認、検査業務を行う資格を有する方です	<b>建築物調査員・建築設備検査員</b> 建築設備や特定の建築物を定期的に調査、検査するための資格を有する方です

### 建設工事 (公共事業を含む)

<b>建設業者</b> 工事をします	<b>測量業者</b> 土地の形状や面積などをはかります	<b>建設コンサルタント</b> 工事の調査・計画・設計などを行います	<b>地質調査業者</b> 地盤や地盤の状況を調査します
<b>補償コンサルタント</b> 公共事業に必要な土地等の取得や使用に関する補償業務を行います	<b>指名停止</b> 国土交通省発注工事における指名停止措置情報		

### 不動産の売買・管理

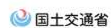
<b>宅地建物取引業者</b> デベロッパーやまちの不動産屋さんなど	<b>不動産鑑定士</b> 土地や家の値段を鑑定します	<b>不動産鑑定業者</b> 土地や家の値段を鑑定します	<b>マンション管理業者</b> マンションの管理を行います
<b>賃貸住宅管理業者等</b> 賃貸住宅の管理を行います	<b>住宅宿泊管理業者</b> 民泊施設の管理を行います		

### 旅客運送

<b>鉄道事業者</b> 電車、路面電車、モノレールなど	<b>バス事業者・貸切バス事業者</b> 路線バス・貸切バス	<b>タクシー事業者</b> 法人タクシー・個人タクシー	<b>船舶運航事業者</b> 旅客船・フェリーなど

# 2.(1)国土交通省ネガティブ情報等検索サイト②

国土交通省 ネガティブ情報等検索サイト



本サイトについて

検索の使い方

ご利用にあたっての注意

ネガティブ情報等検索サイトホーム > 建設工事（公共事業を含む） 建設業者

建設工事（公共事業を含む）  
建設業者

ご利用にあたっての注意事項をよく読み、以下のメニューから検索条件を選択して検索ボタンを押してください。  
※複数の条件を組み合わせて検索することも可能です。

処分を行った者	選択してください
年月別	年 月 ~ 年 月
商号又は名称	を含む
所在地	を含む
代表者名	を含む
処分内容別	選択してください
処分理由別	<input checked="" type="radio"/> OR条件 <input type="radio"/> AND条件 選択してください 選択してください 選択してください

検索を絞り込むためのフォーム

検索結果：2125件

1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 次へ > 最後へ >>

商号又は名称	主たる営業所の所在地	処分年月日	処分を行った者	処分の内容	処分詳細
株式会社		2026年1月20日	神奈川県	営業停止	<a href="#">詳細</a>
		2026年1月20日	神奈川県	指示	<a href="#">詳細</a>
		2026年1月19日	沖縄県	指示	<a href="#">詳細</a>

国土交通省 ネガティブ情報等検索サイト

本サイトについて

検索の使い方

ネガティブ情報等検索サイトホーム > 建設工事（公共事業を含む） 建設業者 > 株式会社共栄（法人番号2120101040583）

株式会社

（法人番号

違反行為の概要

商号又は名称

株式会社 法人番号

代表者

主たる営業所の所在地

許可番号

国土交通大臣許可

許可を受けている建設業の種類

土、建、大、左、と、石、屋、夕、鋼、筋、しゅ、板、方、塗、防、内、絶、具、水、解

処分年月日

2026年1月9日

処分を行った者

近畿地方整備局

根拠法令

建設業法第28条第3項（同条第1項第2号該当）

処分の内容（詳細）

1 停止を命ずる営業の範囲 〇〇の区域内における建築一式工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。（注1）「建築一式工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう（注2）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。 2 期間 令和8年1月24日から令和8年2月14日までの22日間

処分の原因となった事実

上記建設業者は、建設業法第26条第2項の規定に違反して、雇用関係（直接的かつ恒常的）のない人物を監理技術者として設置して工事を請け負った。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するものと認められる。

その他参考となる事項





## 2. (3) 「通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集」の公表

建設業法第40条の4に基づく、いわゆる建設Gメンによる建設工事の請負契約に係る取引の実態調査において、労務費を価格調整の原資とするような見積りのやり取りにより、「労務費に関する基準」で示された「**通常必要と認められる労務費**」を著しく下回るおそれがあると認められる行為事例について、国土交通省が行為事例ごとに類型化したうえで「**取引事例集**」としてとりまとめた（令和8年1月5日公表）。

### 事例集において示している行為事例

以下のような見積りのやりとりは、労務費を価格調整の原資とした場合、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれに繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要となる。

#### ① 単価を見直さない据え置き

数年にわたって適正な労務費となるような水準に見直されないままとなっている労務単価を用いた見積りのやりとり

#### ② 一律一定比率等の減額

合理的理由や根拠がなく一律に一定比率を乗じた減額や端数調整としての減額による見積りのやりとり

#### ③ 予算額を前提とした指値

工事予算額との整合性のため、合理的理由や根拠がなく予算額を基に工事の施工に必要な経費を逆算した見積りのやりとり

#### ④ 相見積等を基にした指値

注文者が複数の建設業者から徴収した中で最安値の見積を他の建設業者へ提示し、減額変更を求めるような見積りのやりとり

#### ⑤ 取引関係維持等を意図した減額

取引関係を維持する目的をもって、合理的理由や根拠がなく本来施工に必要な労務費に比べて減額した見積りのやりとり

#### ⑥ 工事条件を考慮しない価格設定

工事条件を考慮せず、合理的理由や根拠がなく同種工事と比べて実現困難な歩掛などを用いた見積りのやりとり

## 2. (3) 「通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集」(類型別)

### <類型① (単価を見直さない据え置き)>

**事例1.** 長年の取引関係のある注文者と受注者は、予め建設工事の契約にあたって見積りに用いる労務単価を取り決めているが、数年にわたって労務単価に関する協議の場が設けられず、適正な労務費となるような労務単価の水準に見直されないまま、その労務単価を用いて見積りのやり取りを行っている。

**事例2.** 注文者と受注者が、初めて建設工事の取引を行うにあたって、注文者、受注者のいずれかが作成している労務単価を用いることとされたが、その労務単価は数年にわたって適正な労務費となるような労務単価の水準に見直されないまま、その労務単価を用いて見積りのやり取りを行っている。



- ◆ 各事例において、見積り時における最新の公共工事設計労務単価と比較して低い労務単価となった際は、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれに繋がる可能性があることから、定期的に労務費について協議するなど、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

数年にわたって適正な労務費となるような水準に見直されないままとなつている労務単価を用いた見積り



### <類型② (一律一定比率等の減額)>

**事例3.** 適正な労務費を踏まえた見積りに対して、合理的理由や根拠がなく一定の比率を乗じて減額を行い、本来施工に必要な適正な労務費とはならない見積りのやり取りを行っている。

**事例4.** 適正な労務費を踏まえた見積りに対して、合理的理由や根拠がなく端数調整により減額を行い、本来施工に必要な適正な労務費とならない見積りのやり取りを行っている。



- ◆ 建設工事の取引において値引きなどの価格交渉を行うこと自体は否定されるものではないが、適正な労務費を下回ることがないよう、値引きの原資は受注者の利潤相当額の範囲等から充てられる必要がある。
- ◆ 適正な労務費に対して、合理的理由や根拠がない一律、または一定比率等により労務費が減額した場合、適正な労務費の額を著しく下回るおそれに繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

合理的理由や根拠がなく一律に一定比率を乗じた減額や調整として減額による見積りのやりとり



### 3. 他制度における公表の仕組み

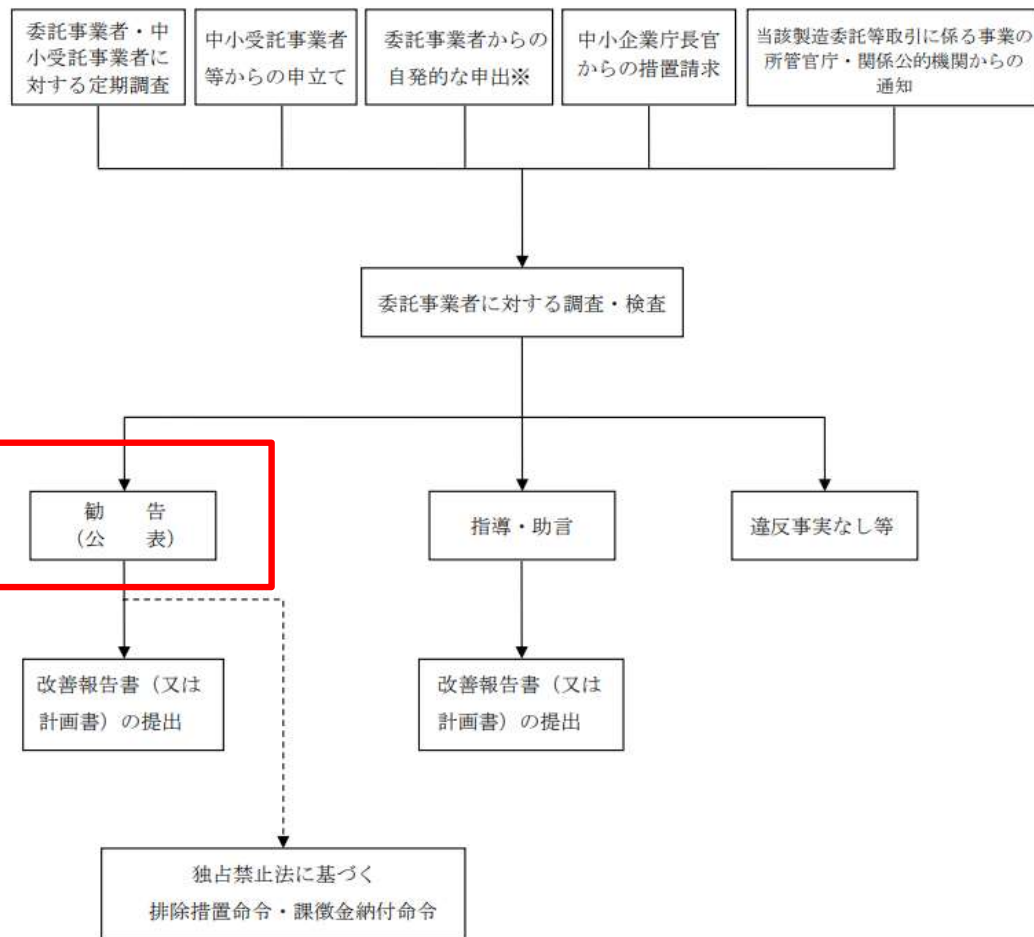
- 取引において一定のケースに該当した企業名を公表する仕組みとして、例えば以下の仕組みがある。
  - (1) 勧告等の相手方を公表する仕組み
    - ・製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(以下「取適法」という。)に基づく勧告
    - ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)に基づく警告
  - (2) 調査結果の中で企業名を公表する仕組み
    - ・受託中小企業振興法(以下「振興法」という。)に基づく「価格交渉促進月間フォローアップ調査」

		(1) 勧告等の相手方を公表		(2) 調査結果の中で企業名を公表
制度名	取適法に基づく勧告	独占禁止法に基づく警告	振興法に基づく「価格交渉促進月間フォローアップ調査」	
目的	法運用の透明性を高めるとともに、どのような行為が法違反となるかを明らかにすることで事業者の予見可能性を高めることにより、法違反行為の未然防止を図る目的	法運用の透明性を高めるとともに、どのような行為が法違反となるかを明らかにすることで事業者の予見可能性を高めることにより、法違反行為の未然防止を図る目的	発注者において、より一層の自発的な取引慣行の改善がなされることを目的	
公表対象	買ったときなど法で定める遵守事項に違反する行為を行った事業者	排除措置命令等の法的措置を採るに足る証拠が得られなかったが、法に違反するおそれがある行為を行った事業者	中小企業(受注側企業)向けアンケートにおいて、10社以上の回答者から主要な取引先として挙げられた発注側企業	
公表内容	事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等	事業者名、警告の概要等	価格交渉等に関する回答を点数化し、4区分に整理して、状況の良し悪しに関わらず、企業名と共に公表	
公表の根拠規定	無し	<b>■ 独占禁止法</b> 第四十三条 公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るため、事業者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。	<b>■ 受託中小企業振興法 (調査)</b> 第二十七条 国は、受託中小企業の振興を図るために必要があると認めるときは、振興基準に定める事項に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。	
公表件数	21社(令和6年度)	警告: 8件(令和6年度)	発注側企業522社及び89の国の機関・地方公共団体(2025年9月調査)	
公表後の措置			調査結果において状況が芳しくない企業に対しては、所管大臣から指導等を実施【法第4条】	
備考	指導・助言も規定されているが、公表は行われていない	・予定される警告の趣旨、内容等を事前通知し、当該事業者意見申述等の機会を付与 ・注意に関しては公表事例なし(令和6年度)	指導・助言、勧奨は規定されているが、公表は行われていない	

### 3. (1) ① 取適法に基づく勧告について

- 公正取引委員会では、取適法に基づき、取適法第5条に定める遵守事項に違反した委託事業者に対して、違反行為の是正やその他必要な措置をとるべきことを勧告【取適法第10条】
- また、勧告の実施にあわせ、事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表している。  
 ※取適法には、建設業法の監督処分<sup>※</sup>に該当するような、「勧告」以上の是正措置は設けられていない
- 勧告に際しては、対象事業者に対し事前通知を行い、意見申述の機会を付与している。
- 勧告に至らないケースに対しては指導・助言を実施【取適法第8条】しているが、公表は行っていない。

#### ○取適法の手続フロー



#### ○取適法第5条に定める遵守事項

禁止項目	具体的な内容
①受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
②支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと(支払手段として手形払等を用いること)
③減額	中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤買いたたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること

# 3.(1)①取適法に基づく勧告の公表の例

## 第1 違反行為者の概要

### 1 東芝産業機器システム株式会社

法人番号	6010001051746
名称	東芝産業機器システム株式会社
本店所在地	川崎市幸区堀川町72番地34
代表者	代表取締役 伊藤 渉
事業の概要	電動機、変圧器、受配電盤、制御盤及び汎用インバータ等の製造販売等
資本金	28億7000万円

### 2 東芝ホクト電子株式会社

法人番号	4450001002129
名称	東芝ホクト電子株式会社
本店所在地	北海道旭川市南五条通二十三丁目1975番地
代表者	代表取締役 塩入 健太郎
事業の概要	マグネトロン、サーマルプリントヘッド等の製造販売
資本金	9億8789万7600円

## 第2 東芝産業機器システムに対する勧告

### 1 違反事実の概要

- (1)ア 東芝産業機器システムは、令和7年12月までに、他の事業者に対し、自社が販売し又は製造を請け負う電動機、変圧器、受配電盤、制御盤、汎用インバータ等の製品等及びその部品（以下「本件製品等①」という。）の製造を委託した（以下この受託事業者を「下請事業者①」という。）。
- イ 前記アの委託の当時、東芝産業機器システムは資本金の額が3億円を超える法人たる事業者であり、下請事業者①は資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人たる事業者であった。
- (2) 東芝産業機器システムは、下請事業者①に対して自社又は自社の顧客が所有する金型、木型、樹脂型、治具、工具等（以下「金型等①」という。）を貸与していたところ、遅くとも令和6年2月1日以降、当該金型等①を用いて製造する本件製品等①の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者①に対し、合計1,510個の金型等①を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者①の利益を不当に害していた（下請事業者①47名）。
- ※ 東芝産業機器システムは、令和7年12月までに、前記(2)の金型等①について、その一部を既に回収しており、また、その保管費用の支払に関する手続を下請事業者①との間で進めている。

## 2 勧告の概要

- (1) 東芝産業機器システムは、下請事業者①に対し、無償で金型等①を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
- (2) 東芝産業機器システムは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
- ア 前記1(2)の行為が下請法第4条第2項第3号<sup>(注4)</sup>に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
- イ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害さないこと
- (3) 東芝産業機器システムは、今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害することがないように、自社の発注担当者等に対して金型等①の適切な管理に特に留意した取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (4) 東芝産業機器システムは、前記(1)から(3)までに基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (5) 東芝産業機器システムは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を取引先中小受託事業者へ通知すること。
- (6) 東芝産業機器システムは、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。
- (注4) 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。

東芝産業機器システム株式会社  
東芝ホクト電子株式会社
に対する勧告（概要）

**東芝産業機器システム**

製造委託の内容  
電動機、変圧器、受配電盤、制御盤、汎用インバータ等の製品等及びその部品の製造を委託

違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

東芝産業機器システムは、遅くとも令和6年2月1日以降、本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者47名に対して合計1,510個の金型等を、自己のために無償で保管させていた。

受注者（47名）

**東芝ホクト電子**

製造委託の内容  
マグネトロン、サーマルプリントヘッド等の部品等の製造を委託

違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

東芝ホクト電子は、遅くとも令和6年4月1日以降、本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者14名に対して合計483個の金型等を、自己のために無償で保管させていた。

※ 東芝ホクト電子は、一部の金型等を回収又は廃棄し（受注者2名・計390個）、また、無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額の一部を支払済み（受注者1名・209万円）

受注者（14名）

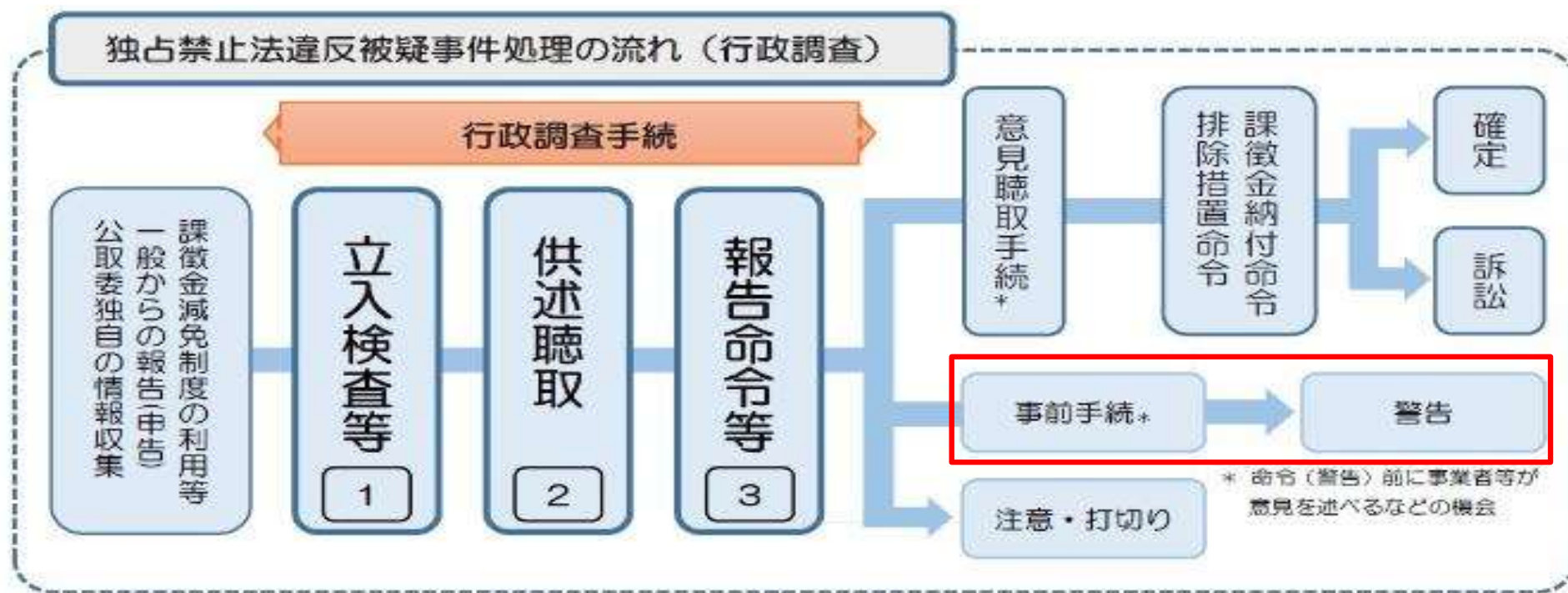
公正取引委員会による勧告の内容（注）

- 下請事業者（受注者）に対し、無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、中小受託事業者に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 取適法の遵守体制を整備すること など

（注）下請法は、令和7年改正により、令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和8年1月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

### 3.(1)②独占禁止法に基づく警告等について

- 公正取引委員会では、独占禁止法に基づき、独占禁止法違反被疑事案の調査を行い、排除措置命令や課徴金納付命令(以下「法的措置」という。)を行っている。
- これに加えて、法的措置を採るに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反するおそれがある行為があるときは事業者に対して「警告」を行い、是正措置を採るよう指導している。
- 法的措置を採った際には、公正取引委員会の法運用の透明性を高めるとともに、どのような行為が独占禁止法違反となるかを明らかにすることで、同種、類似行為を抑止し、違反行為の未然防止を図ることを目的として、独占禁止法第43条に基づき公表している。
- 警告(行政指導)を行った際にも、法的措置と同様の観点から、警告の相手方や警告の概要を公表している。
- 法的措置を採る場合は、予定される命令の内容や公正取引委員会の認定した事実等を通知し、当該事業者意見陳述や証拠提出などの機会を与える意見聴取手続を実施しなければならないが、警告を行う場合にも予定される警告の趣旨、内容等を事前通知し、当該事業者意見申述等の機会を付与することとなっている。



# 3.(1)②独占禁止法に基づく警告等の例

## 1 警告の相手方

法人番号	7030001004387
名称	新明電材株式会社
所在地	さいたま市北区吉野町二丁目258番地1
代表者	代表取締役 加藤 剛康
事業の概要	電気設備資材の卸売業

## 2 警告の概要

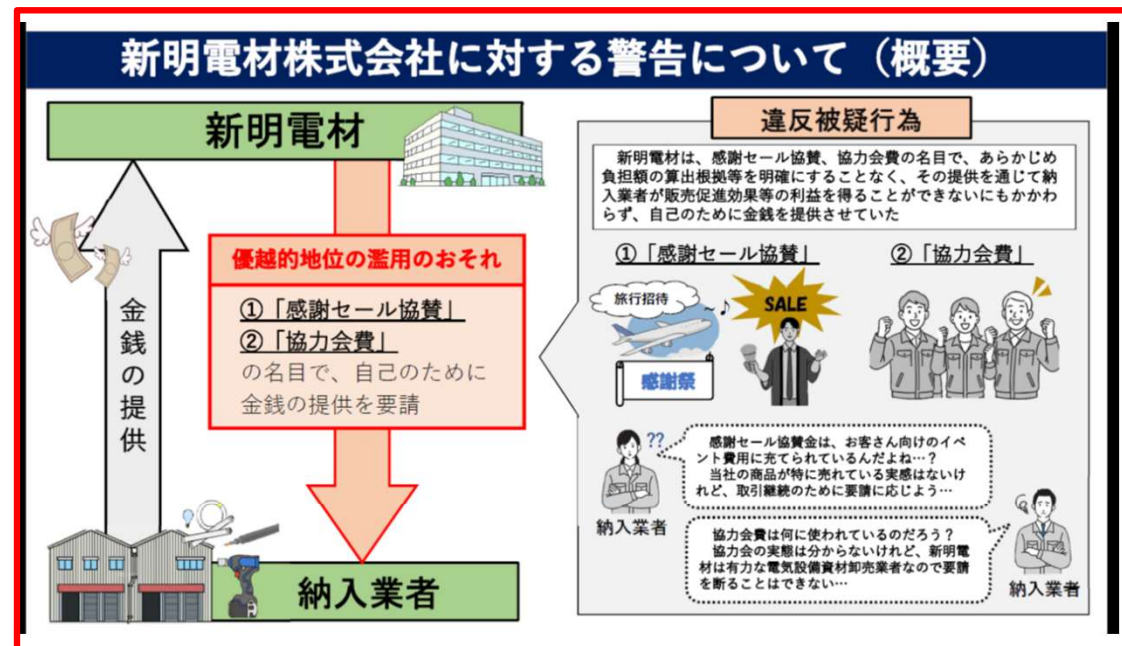
1) 新明電材は、遅くとも令和4年4月1日以降令和7年7月6日までの間、自社に継続して電気設備資材を納入する事業者（以下「納入業者」という。）に対して、

ア 感謝セール協賛の名目で、毎年6月頃、代表取締役名の要請文書を送付することにより、あらかじめ負担額の算出根拠等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、自己のために金銭を提供させていた

イ 協力会費の名目であらかじめ負担額の算出根拠等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、自己のために金銭を提供させていた

との事実が認められた。

(2) 新明電材の前記(1)の行為は、独占禁止法第2条第9項第5号ロに該当し同法第19条の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、新明電材に対し、今後、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、前記(1)と同様の行為を行わないよう警告した。



### 3.(2)中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」

- 中小企業庁では、受託中小企業振興法(以下「振興法」という。)に基づき、中小企業に対して、発注者との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート調査を実施
- このアンケートにおいて、10社以上の回答者から主要な取引先として挙げられた発注側企業等について、回答企業(中小企業)からの回答を点数化し、平均値を4区分に整理し、当該発注側企業等の名称と共に公表
- この調査結果は、「発注者において、より一層の自発的な取引慣行の改善がなされることを目的」として公表【振興法第27条】、調査結果において取引先からの評価が良好でない企業に対しては所管大臣からの指導・助言、勧奨を実施【振興法第4条】
- 振興法は、受託中小企業の振興を目的としていることから、監督処分の規定は無く、当該調査は制裁を目的としたものではない

#### 【参考2】価格交渉促進月間(2025年9月)の調査概要

##### ① 概要

中小企業等に対し、2025年4月～2025年9月末までの期間における、発注者(最大3者)との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート調査を実施。

② 配布先企業数 30万社

③ 調査期間 2025年9月24日～11月7日

④ 回答企業数 69,988社(回答から抽出される発注者数は延べ86,538社)

※ 回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は13,661社

- 今回公表する「発注者リスト」は、価格交渉促進月間(2025年9月)のフォローアップ調査において、**10社以上の回答者(受注側中小企業)から、「主要な取引先」として挙げられた**発注側企業522社及び89の国の機関・地方公共団体について、

① 回答企業数(=リスト掲載企業・機関を「主要な取引先」として回答した受注側中小企業の数)

② 受注側中小企業からの価格交渉の回答状況

③ 受注側中小企業からの価格転嫁の回答状況

④ 受注側中小企業からの支払条件の回答状況を整理し、リスト化したものである。

# 3.(2)中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」

- このうち、「②価格交渉の回答状況」、「③価格転嫁の回答状況」、「④支払条件の回答状況」は、受注側中小企業からの回答を点数化（点数化の基準は別紙1参照）し、発注者ごとにその平均値（＝（各受注側企業からの回答を点数化したものの総和）／（回答企業数））を算出した上で、平均値に従って、以下のア、イ、ウ、エの4区分に分類・整理したものである。

ア	平均値が7点以上
イ	平均値が7点未満、4点以上
ウ	平均値が4点未満、0点以上
エ	平均値が0点未満

調査における回答の選択肢及び各選択肢の点数

### 【参考】

○受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）（抄）  
（調査）

第二十七条 国は、受託中小企業の振興を図るために必要があると認めるときは、振興基準に定める事項に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

### 【価格交渉の状況】

質問① 交渉有無	質問② 発注者からの 交渉申入れ有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申入れがあった	—	10点
	申入れがなかった	—	8点
行われなかった	申入れがあった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、申入れを辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、申入れを辞退したため	10点
		支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、申入れを辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、申入れを辞退したため	5点
	申入れがなかった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため。	-5点
コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため。	-10点		

### 【価格転嫁の状況】

回答	点数
10割価格転嫁できた	10点
9割 "	9点
8割 "	8点
7割 "	7点
6割 "	6点
5割 "	5点
4割 "	4点
3割 "	3点
2割 "	2点
1割 "	1点
0割（コストが上昇している中、価格据え置き）	0点
マイナス（コストが上昇している中、減額された）	-3点
価格転嫁不要	対象外

※ 価格転嫁の状況は、「実際のコスト上昇分のうち、価格転嫁が実現した割合」を確認。

### 【支払条件の状況】

質問① 支払手段	質問② 手形等の交付から 支払いまでの期間	質問③ 割引料負担	点数
現金のみ	—	—	10点
手形、電子記録債権・ ファクタリングによる 支払いがある	交付から支払いまで 60日以内	発注側企業が負担 受注側企業が負担	5点 -5点
	交付から支払いまで 60日超	発注側企業が負担 受注側企業が負担	0点 -10点

# 3.(2)中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」

## ●公表しているリスト(建設業者抜粋) 1/2 ※2025年9月における価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果

法人番号	発注側企業名	①回答企業数	②価格交渉の回答状況	③価格転嫁の回答状況	④支払条件の回答状況
1010001000006	五洋建設株式会社	36	ア	イ	ア
1010001001805	鹿島道路株式会社	21	ア	イ	イ
1010001008742	ピーエス・コンストラクション株式会社	13	ア	ア	イ
1010001051916	東洋熱工業株式会社	10	イ	ア	ア
1010401013565	清水建設株式会社	113	ア	イ	イ
1010401015438	世紀東急工業株式会社	15	ア	ア	イ
1011001006587	共立建設株式会社	10	ア	イ	ア
1011201009704	住友林業緑化株式会社	12	ア	イ	ア
1012401010815	株式会社飯田産業	14	イ	イ	エ
1120001063033	株式会社きんでん	71	ア	イ	ア
1180001054828	東建コーポレーション株式会社	25	ウ	ウ	ア
1210001001082	株式会社熊谷組	28	ア	イ	イ
1290001011693	上村建設株式会社	12	イ	ウ	イ
2010001008683	三機工業株式会社	27	ア	イ	ア
2010001008709	鉄建建設株式会社	14	ア	イ	イ
2010001016851	日本工営株式会社	26	ア	イ	ア
2010001027031	株式会社日立ビルシステム	15	ア	ウ	ア
2010001034531	応用地質株式会社	13	イ	イ	ア
2010001131477	三井住友建設株式会社	30	イ	イ	ウ
2010001143282	株式会社シミズ・ビルライフケア	19	イ	ウ	ア
2010401051696	株式会社安藤・間	35	ア	イ	ア
2011101020537	三井ホーム株式会社	23	ア	イ	ア
2120001028670	奥村組土木興業株式会社	11	イ	ウ	イ
3010001008749	高砂熱学工業株式会社	22	ア	イ	ア
3010001034869	大豊建設株式会社	10	ア	イ	ウ
3010001088907	文化シャッター株式会社	17	イ	イ	ウ
3010401018661	株式会社テクノ菱和	10	ア	イ	ウ
3010401022812	日本国土開発株式会社	11	ア	イ	イ
3010501007440	株式会社丹靑社	24	ア	ア	イ
3011001031955	エクシオグループ株式会社	20	ア	イ	ア
3011101001453	旭化成ホームズ株式会社	20	ア	イ	ア
3011101055078	東亜建設工業株式会社	18	ア	イ	ウ
3020001017402	レイズネクスト株式会社	17	ア	イ	ア
3030001004696	積水ハウス建設関東株式会社	13	イ	ウ	ア
3120001077469	株式会社竹中工務店	99	ア	イ	イ
3120001112341	西日本高速道路株式会社	16	ア	ア	ア
3122001004997	生和コーポレーション株式会社	11	ア	ウ	ア
3240001009220	株式会社ソルコム	12	ア	ウ	ア
3250001009376	洋林建設株式会社	10	ア	イ	ア
3260001000367	株式会社荒木組	11	ア	イ	ア
3330001003635	株式会社SYSKEN	10	ア	ウ	ア
4010001008731	株式会社ナカノフドー建設	12	ア	イ	イ

法人番号	発注側企業名	①回答企業数	②価格交渉の回答状況	③価格転嫁の回答状況	④支払条件の回答状況
4010001008789	前田建設工業株式会社	34	ア	イ	ア
4010001034835	大成ロテック株式会社	16	ア	イ	イ
4010001090011	住友林業株式会社	49	ア	イ	ア
4010401016607	大東建託株式会社	80	イ	イ	ア
4010601022396	株式会社一条工務店	33	ウ	ウ	ア
4010601028815	大林道路株式会社	15	ア	ウ	ア
4010701022825	日本コムシス株式会社	28	ア	イ	ア
4011001005165	株式会社オリエンタルコンサルタンツ	13	ア	ア	ア
4011101011880	大成建設株式会社	111	ア	イ	ウ
4120001077476	大和リース株式会社	22	ア	イ	ア
4120001145299	株式会社アイ工務店	18	エ	ウ	ア
4240001003271	広成建設株式会社	23	ア	イ	ア
4240001006976	中電プラント株式会社	10	ア	イ	ア
4240001010433	復建調査設計株式会社	17	ア	ア	ア
4260001000622	株式会社ウエスコ	10	ア	イ	ア
4370001006286	株式会社ユアテック	13	ア	イ	イ
5010001030412	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	33	ア	イ	ア
5010401000023	株式会社朝日工業社	13	ア	イ	ア
5011101011888	大成設備株式会社	10	ア	ア	ウ
5011601000515	一建設株式会社	17	イ	ウ	ウ
5120001026309	株式会社鴻池組	39	ア	イ	ウ
5120001109724	JR西日本電気テック株式会社	12	ア	イ	ア
5120901024972	パナソニックホームズ株式会社	12	ア	ウ	ア
5250001011264	株式会社カシワバラ・コーポレーション	11	ア	イ	ア
5260001000811	ライフデザイン・カバヤ株式会社	13	イ	イ	ウ
5290001037925	西部電気工業株式会社	10	ア	イ	ア
5350001008432	吉原建設株式会社	10	ア	ウ	エ
6010001034874	戸田建設株式会社	44	ア	イ	イ
6010001044155	三建設工業株式会社	12	ア	ウ	ア
6010001062545	日本メックス株式会社	12	ア	ア	ア
6010401009377	建装工業株式会社	10	ア	イ	ア
6010501016240	日本電設工業株式会社	14	イ	ウ	ア
6010601040090	株式会社ミライト・ワン	14	イ	イ	ア
6010701009184	前田道路株式会社	34	ア	イ	ア
6011101032181	東電タウンプランニング株式会社	11	ア	イ	ア
6040001022645	株式会社横河ブリッジ	10	イ	ウ	ア
6120001045084	ダイダン株式会社	28	ア	イ	ア
6120001056577	大鉄工業株式会社	19	ア	イ	ア
6120001059662	大和ハウス工業株式会社	145	ア	イ	ア
6120101028195	積水ハウス建設関西株式会社	15	イ	ウ	ア
6290001001120	株式会社クラフティア	79	ア	イ	ア
6300001000905	松尾建設株式会社	16	ア	ウ	ウ

# 3.(2)中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」

## ●公表しているリスト(建設業者抜粋) 2/2 ※2025年9月における価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果

法人番号	発注側企業名	①回答企業数	②価格交渉の回答状況	③価格転嫁の回答状況	④支払条件の回答状況
6320001000746	小野建株式会社	17	ア	イ	ウ
7010001008811	ライト工業株式会社	13	ア	ウ	ア
7010001034956	松井建設株式会社	12	ア	イ	イ
7010001073087	エムエム建材株式会社	12	ア	イ	イ
7010401020201	東亜道路工業株式会社	18	ア	ア	ウ
7010401024061	株式会社長谷工コーポレーション	32	ア	ウ	イ
7010401057862	タマホーム株式会社	21	ア	イ	ア
7010401088742	株式会社大林組	106	ア	イ	イ
7010501003238	クボタ環境エンジニアリング株式会社	14	ア	ア	ア
7010601040057	オリエンタル白石株式会社	11	ア	ア	ア
7010701022491	日鉄エンジニアリング株式会社	15	ア	イ	ア
701101011812	株式会社大気社	16	ア	イ	ア
7011401012519	三和シャッター工業株式会社	15	イ	ウ	イ
7120001004931	株式会社奥村組	33	ア	イ	イ
7120001044515	住友電設株式会社	16	ア	ウ	ア
7120001061675	株式会社ヤマダホームズ	10	ウ	ウ	ア
7470001004244	株式会社四電工	20	イ	イ	ア
8010001008703	飛鳥建設株式会社	14	ア	イ	ウ
8010001062980	日鉄テックスエンジ株式会社	33	ア	イ	ア
8010001071387	住友林業ホームテック株式会社	17	ア	イ	ア
8010401006744	鹿島建設株式会社	107	ア	イ	イ
8010401021454	西松建設株式会社	31	ア	イ	ア
8011001039242	株式会社フジタ	36	ア	イ	ウ
8011101010326	新菱冷熱工業株式会社	22	ア	イ	ア
8011101109242	住友不動産ハウジング株式会社	17	イ	ウ	ア
8013301006938	大日本ダイヤコンサルタント株式会社	12	ア	イ	ア
8013401001509	パシフィックコンサルタンツ株式会社	20	ア	イ	ア
8110001017149	株式会社植木組	13	ア	イ	ウ
8120001022651	株式会社浅沼組	17	ア	ウ	ア
8120001059652	積水ハウス株式会社	72	ア	イ	ア
8120001062598	株式会社かんでんエンジニアリング	23	イ	ウ	ア
8120001077456	星光ビル管理株式会社	11	ア	イ	ア
8120001077539	株式会社藤木工務店	10	ア	ウ	ア
8180001038758	株式会社トーエネック	13	ア	イ	ア
8470001001447	株式会社合田工務店	16	ア	イ	ア
9010001008669	国際航業株式会社	17	ア	イ	ア
9010001034987	株式会社NIPPPO	28	ア	イ	ア
9010401006818	株式会社関電工	37	ア	イ	イ
9010401023409	日本道路株式会社	32	ア	イ	ア
9010401025405	日比谷総合設備株式会社	18	ア	イ	ア
9011001040166	東急建設株式会社	21	ア	イ	ウ
9012801003221	株式会社オープンハウス・アーキテクト	10	ウ	ウ	ア
9013201001170	株式会社オオバ	11	ア	イ	ア
9120001059478	高松建設株式会社	20	ア	イ	ア
9120001149849	スナダ建設株式会社	12	ア	ウ	ウ
9240001005494	積水ハウス建設中国四国株式会社	11	イ	ウ	ア
9240001006971	株式会社中電工	28	イ	イ	ア

### 【参考】

○受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)(抄)  
(調査)

第二十七条 国は、受託中小企業の振興を図るために必要  
があると認めるときは、振興基準に定める事項に関する  
調査を行い、その結果を公表するものとする。

**■調査から公表までのプロセス**

- ・毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定
- ・それぞれ10月から3月、4月から9月までの期間における価格交渉等の状況を調査し、結果を公表
- ・公表内容(発注者リスト)については、対象となる企業に対して、①企業名が公表される旨の事前通知、②オンライン説明会の開催、③(企業側の希望に応じて)公表される内容(アイウエの4区分など)の事前通知といった手続きを行った上で、公表を行っている

**■調査に要する予算(実績額)** ※委託調査事業として調査を実施

- ・令和7年度: 約3.1億円
- ・令和6年度: 約2.1億円

**■現在の公表方式について**

- ・公表の目的は、発注者において、取引先企業からの評価を把握し、より一層の自発的な改善につなげていただくこと
- ・当該目的及び根拠となる振興法の趣旨に鑑み、10社以上の受注側中小企業から主要な取引先として挙げられた発注側企業等について、状況の良し悪しに関わらず、一律に回答結果を公表することとしている

## 4. (1) 制裁目的で企業名を公表する場合の論点(法的な根拠や事前手続の必要性)

- 情報提供ではなく、制裁を目的として公表する仕組みについては、「根拠規定や事前手続が必要」とする学説や判例がある。

### <公表の仕組みに関する学説について>

■ 塩野宏『行政法 I (第六版補訂版)』(有斐閣、2024年)266-267ページ

「(公表の)制度化に当たっては、法令の根拠を置くのが法治主義に適合的である(とりわけ、制裁的意味での公表を制度化する場合)。」

■ 宇賀克也『行政法概説 I (第8版)』(有斐閣、2023年)308-309ページ

「公表には、情報提供を主たる目的として行われるものがある。かかる公表について法律の留保が及ばないとした裁判例として、東京地判平成13・5・30判時1762号6頁がある。また、違反行為に対する制裁として公表を行うことによって、間接的に違反行為を抑止しようとする場合も存在する(輸出入取引法4条3項の規定に基づく戒告の公表)。かかる制裁としての公表については、法律または条例の留保が及ぶと解すべきである」

「誤った公表がなされたことに起因する不利益は、公表の取消しによっても十分に解消されないことが多いと思われる。したがって、事前手続の保障が重要である。情報提供を主たる目的とする公表であっても、特定の者に不利益を与えることが予想される場合、事前の意見聴取を行うべきである。」

(参考)輸出入取引法(昭和27年法律第299号)(抄)

(制裁)

第四条 経済産業大臣は、前条の規定に違反した輸出業者に対し、戒告することができる。

2 経済産業大臣は、輸出業者が前条の規定に違反し、当該違反行為が本邦の輸出業者の国際的信用を著しく害すると認められるときは、その輸出業者が当該違反行為が故意又は過失によるものでないことを証明した場合を除き、前項の規定による戒告に代えて、その輸出業者に対し、一年以内の期間を限り、品目又は仕向地を定めて貨物の輸出を停止すべきことを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、その旨を公表することができる。

## 4. (2) 調査結果において企業名を公表する場合の論点(公表の目的や公平性の確保など)

- 中小企業庁による「価格交渉促進月間フォローアップ調査」のように、調査結果において企業名を公表することについては、以下の点について検討が必要。

### (1) 公表の目的の整理

・制裁的な目的での公表については、4(1)のとおり法的な根拠や手続規定の整備が必要となるため、調査自体の趣旨も含め公表の目的について整理が必要。

(悪質な事例を公表することにより抑止効果を期待するため、という整理は困難)

### (2) 公平性の確保

・当事者の一方による回答結果をもって企業名が公表されることの妥当性について検討が必要。

・一部の取引についての回答をもって評価されることの妥当性について検討が必要。

・建設工事の場合、発注側企業は施主だけではなく建設業者となるケースもある。また、建設業者の立場も工事ごとに元請、一次下請、二次下請等と異なる。したがって、適正な標本数となる調査データを集めることができるかどうか。

・調査の設問、選択肢、配点等について、どのように設定するか。

※中小企業庁の調査は行政内部のみで設定

### (3) 効果とコストなどについて

・2. のとおり既に建設業法に基づき企業名や違反のおそれのある事例を公表している。また、3. (2) の中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」では建設企業も含めて価格交渉の状況等について公表が行われている。

・中小企業庁の調査では行政及び回答企業の双方に相当のコストや手間をかけて実施しており、また、(1) のとおり制裁目的での公表(例:悪質な事例のみの公表)はハードルが高い。

# 4. (3)対応の方向性について

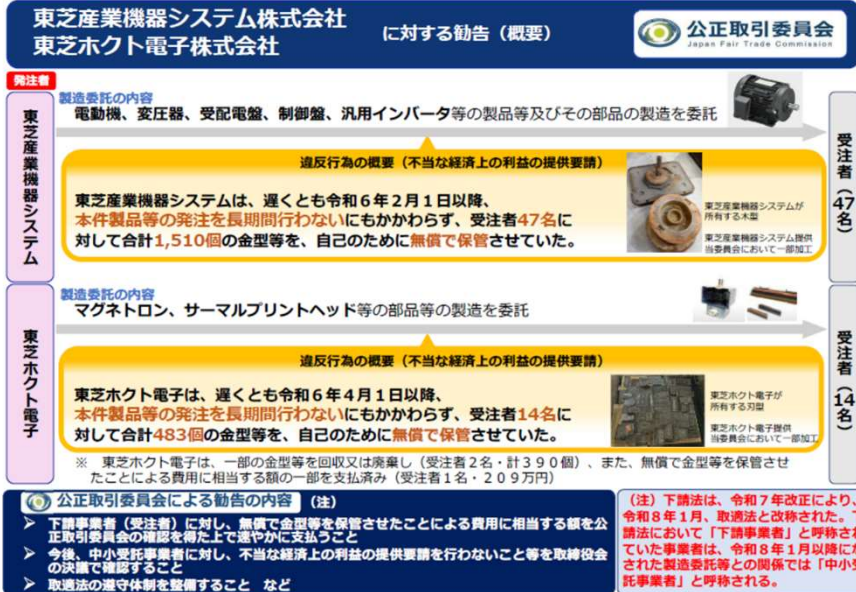
## 1. 「通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集」の周知徹底及び充実

- 1月に公表した取引事例集【9、10ページ】について、建設業界に対する周知徹底を図っていく。
- 第三次・担い手3法の完全施行を踏まえ、労務費の行き渡りに関して、建設Gメンによる取引実態の調査を本格的に実施し、当該調査において確認された法違反のおそれのあるケースを踏まえ、事例集について充実を図っていく。【順次実施】

## 2. 監督処分公表の充実

- 監督処分時の公表について、他制度を参考として、その悪質な態様がわかるよう詳細な情報も公表することで、一層の注意喚起を図る。
- 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの蓄積とは別に、今後の監督処分事案のうち特に悪質であるなど広く注意喚起を図ることが必要なものについては、その概要を国交省HPにおいて掲載する。
- いずれも、まずは国土交通省において大臣許可業者に対する処分について実施。その運用状況を踏まえ、都道府県にも順次実施を促していく。

【大臣許可業者については令和8年度から随時実施予定】



東芝産業機器システム株式会社 東芝ホクト電子株式会社 に対する勧告 (概要) 公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

**東芝産業機器システム** (受注者 47名)

製造委託の内容: 電動機、変圧器、受配電盤、制御盤、汎用インバータ等の製品等及びその部品の製造を委託

違反行為の概要 (不当な経済上の利益の提供要請)

東芝産業機器システムは、遅くとも令和6年2月1日以降、本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者47名に対して合計1,510個の金型等を、自己のために無償で保管させていた。

**東芝ホクト電子** (受注者 14名)

製造委託の内容: マグネトロン、サーマルプリントヘッド等の部品の製造を委託

違反行為の概要 (不当な経済上の利益の提供要請)

東芝ホクト電子は、遅くとも令和6年4月1日以降、本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者14名に対して合計483個の金型等を、自己のために無償で保管させていた。

※ 東芝ホクト電子は、一部の金型等を回収又は廃棄し(受注者2名・計390個)、また、無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額の一部を支払済み(受注者1名・209万円)

公正取引委員会による勧告の内容 (注)

- 下請業者(受注者)に対し、無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、中小受託事業者に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 取適法の遵守体制を整備すること など

(注) 下請法は、令和7年改正により、令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼ばれていた事業者は、令和8年1月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼ばれる。

取適法における勧告や独占禁止法に基づく警告等の公表については、事案の内容を詳細に記載しているとともに、わかりやすい概要資料も併せて公表

■ 1. 及び2. の取組の徹底を図るとともに、労務費基準の定着状況についてフォローアップ

■ 当該状況も踏まえつつ、引き続き、建設業法に基づく勧告公表の実施【7ページ】のほか、中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」など他制度を参考とした効果的な公表の仕組みや制度的な位置づけの可否などについて、検討を継続

### 3. ロードマップについて

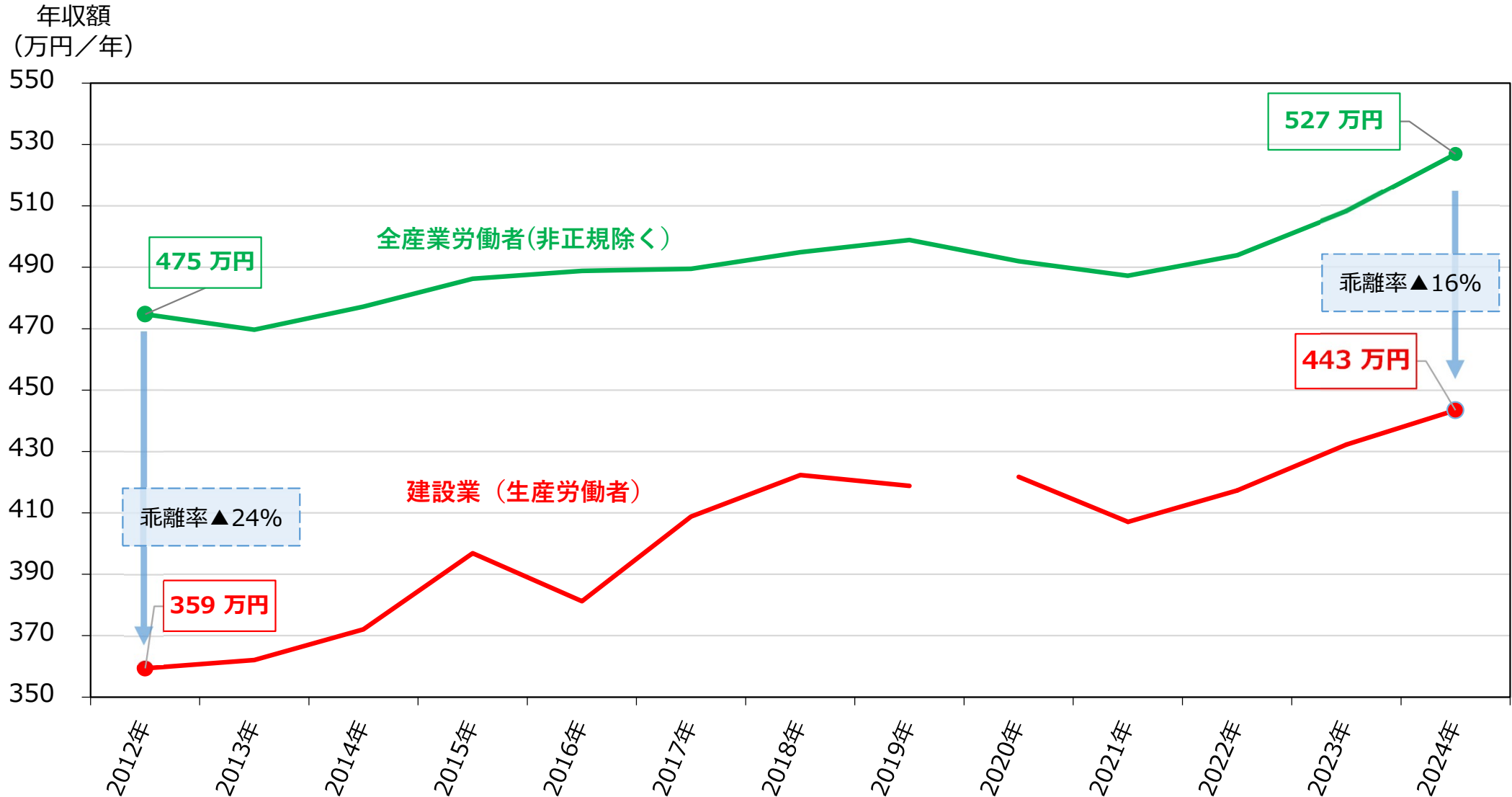
---

- 基準に関する実効性確保策の議論の過程において、第8回労務費の基準に関するワーキンググループ(R7.6.3)の際に、「実効性確保策のロードマップ」を整理。(P41,42)
- その後のWGにおける議論を踏まえ、12月に勧告された「労務費に関する基準」においては、「建設業に従事する技能者の賃金水準が依然として全産業平均値を相応に下回っている実態に鑑み、まずは早急に公共工事・民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の労務費・賃金の支払いを確保することにより他産業並み以上の水準への処遇改善を実現し、実勢賃金の上昇が公共工事設計労務単価を更に上昇させる好循環を生み出して、建設業を中長期的に持続可能なものとすることを目指す」

ことが確認された。

- この目標の実現に向けては、入口・出口の実効性確保策について、制度の運用状況や各施策の検討状況を踏まえた見直しを経つつ、段階的に講じ、中長期的に新たな商慣行の定着を図ることが必要。
- 第8回WG以降の「労務費に関する基準」の勧告や実効性確保策の具体化等の経緯も踏まえつつ、ロードマップの改定を行い、取組の進め方に係る関係者間の意識統一を図りたい。

# 建設技能者の賃金の推移



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額=所定内給与額×12+年間賞与その他特別給与額

- R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計



# 【参考】実効性確保のロードマップ(民間工事)

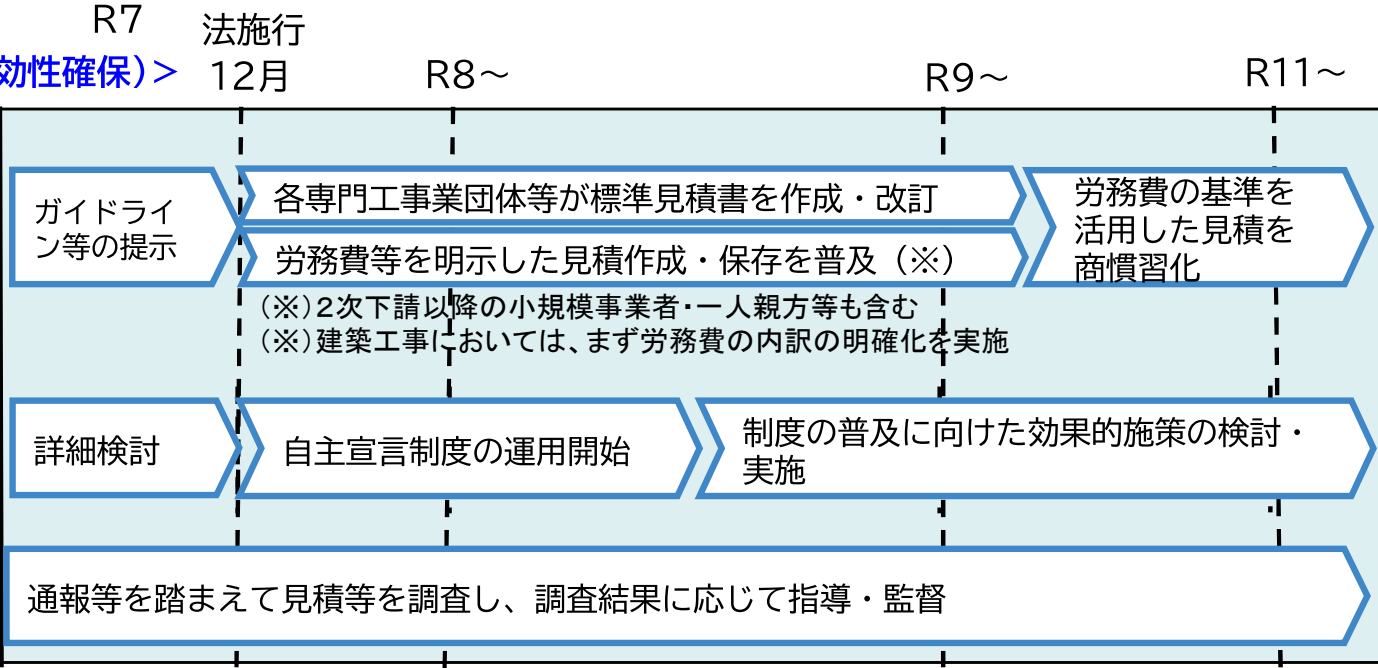
令和7年6月3日  
第8回WG提示

## 法施行後、段階的に実施すべき内容

中長期的に  
目指すべき将来像

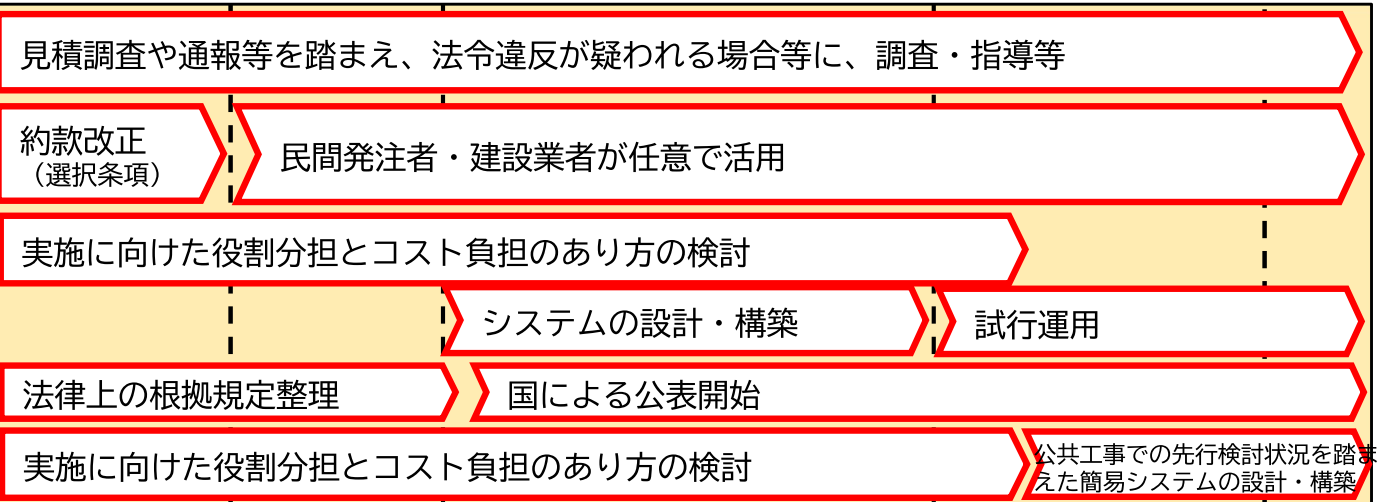
### <入口での対策

(入札契約段階での実効性確保)>



- 受注者が、労務費の基準を参考としつつ、自社の歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した見積を作成。
- 注文者が、当該見積を尊重し、契約を締結。
- 適正に賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
- 建設Gメンが、建設業者から電子媒体による見積等の提出を受けて調査し、ダンピングと生産性向上を見分けた上で、指導・監督。

### <出口での対策(労務費・賃金の支払いの実効性確保)>



- 建設業者は、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金を支払う。
- 国・都道府県(許可行政庁)、第三者機関、契約当事者が役割を分担しながら、ITを活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認。
- 処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上。

# 【参考】実効性確保のロードマップ(公共工事)

令和7年6月3日  
第8回WG提示

## 法施行後、段階的に実施すべき内容

### <入口での対策

(入札契約段階での実効性確保)>

R7 法施行 12月 R8~ R9~ R11~

労務費 ダンピング調査		入札参加者による入札金額内訳書の提出	
内訳書の作成	ガイドライン等の提示	入札参加者は、労務費等を明示した内訳書の作成 発注者は、内訳書に記載された内訳を確認	
内訳書の合理的な 確認手法の確立		(直轄土木) システムを活用して労務費の確認を開始 (※)	
見積における労務費・ 必要経費の明示	3ページ参照	(※)建築工事については、対応したシステムが提供され次第、運用開始 (※)建築工事については、必要な労務費の内訳の明確化を実施	取組内容を順次自治体へ展開
事業者の見える化	3ページ参照		
国(建設Gメン)に よる調査	3ページ参照		

### 中長期的に 目指すべき将来像

<入札契約手続きにおける  
労務費の可視化>  
○入札参加者は、労務費の基準を参考としつつ、自らの歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した入札金額内訳書を提出。  
○発注者は、労務費についてダンピングされていないかを確認。  
(上記のほかは、4ページ(民間工事)と同様)

### <出口での対策(労務費・賃金の支払いの実効性確保)>

賃金・労働時間の確認		直轄土木で試行中。試行を踏まえて直轄土木で実施検討(受注者希望型⇒発注者指定型)(※)	
		(※)建築工事については、直轄土木の試行状況等を踏まえ、進め方を検討	取組内容を順次自治体へ展開
契約当事者による コミットメントの活用	約款改正(選択条項)	公共発注者・建設会社が任意で活用	
技能者向からの 情報提供制度の構築	3ページ参照		
処遇優良事業者証 の活用	3ページ参照		

<賃金確認手法の確立>  
○賃金確認方法は、国直轄工事で試行後、他の発注者に対しても取組の普及を促進する。  
○公共発注者は、適正な賃金を支払う事業者を選定するため、証明書を踏まえ適切な事業者を選定する。  
(上記のほかは、4ページ(民間工事)と同様)